

**厚生労働省 介護サービス関係Q & A等より、
特定事業所集中減算に関する項目を抜粋（令和元年8月更新）**

No.	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等
1	特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは、系列法人まで含めるのか。	同一法人格を有する法人単位で判断されたい。	H18. 3. 27 介護制度改革 information vol. 80 平成18年4月改定関係Q & A (vol. 2)
2	今年度における特定事業所集中事業所減算の判定期間と減算適用期間はどうか。	<p>居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。</p> <p>① 判定期間が前期（3月1日から8月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。</p> <p>② 判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。</p>	H30. 3. 22 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
3	判定の結果、特定事業所集中減算の適用となった場合又は減算の適用が終了する場合は、体制等状況一覧表の提出はいつになるか。	新たに減算の適用になった場合は、特定事業所集中減算の判定に係る必要書類の提出と同日の9月15日又は3月15日までの提出が必要となる。また、減算の適用が終了する場合は、直ちに提出が必要となる。	H27. 4. 1 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）」の送付について
4	<p>留意事項通知の第三の10の（4）の⑤の（例）について、意見・助言を受けている事例が1件でもあれば正当な理由として集中減算の適用除外となるか。（下記事例の場合に①・②のどちらになるか）</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画数：102件 ・A訪問介護事業所への位置付け：82件（意見・助言を受けている事例が1件あり） <p>①助言を受けているため正当な理由ありとしてA事業所に関する減算不要。 $82 \div 102 \times 100 \approx 80.3\%$ …正当な理由として減算なし</p> <p>②助言を受けている1件分について除外。 $81 \div 101 \times 100 \approx 80.1\%$ …減算あり</p>	居宅サービス計画に位置づけるサービスについては、個々の利用者の状況等に応じて個別具体的に判断されるものであることから、②で取り扱うこととする。	H27. 4. 30 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（vol. 2）（平成27年4月30日）」の送付について
5	居宅介護支援事業者が作成し、市町村長に提出する書類について、判定期間における居宅サービス計画の総数等を記載するように定められているが、サービスの限定が外れることに伴い、事業所の事務量の負担が増大することを踏まえ、訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名等について、80%を超えたサービスのみ記載する等、市町村の判断で適宜省略させても差し支えないか。	各サービスの利用状況を適切に把握することが必要であることから、従前のとおり取扱うこととする。	H27. 4. 30 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（vol. 2）（平成27年4月30日）」の送付について

No.	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等
6	<p>正当な理由の例示のうち、「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」の例示について、「地域ケア会議等」とあるが、「等」には具体的に何を含むのか。</p>	<p>名称の如何にかかわらず地域包括支援センターが実施する事例検討会等を想定している。</p>	<p>H27. 4. 30 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 2) (平成27年4月30日)」の送付について</p>
7	<p>居宅介護支援事業所の実施地域が複数自治体にまたがり、そのうちの1自治体(A自治体とする)には地域密着型サービス事業所が1事業所しかなく、A自治体は、他の自治体の地域密着型サービス事業所と契約していない状況である。この場合、A自治体の利用者はA自治体の地域密着型サービスしか利用できないが、正当な理由の範囲としてどのように判断したらよいか。</p>	<p>指摘のケースについては、A自治体の利用者は、A自治体の地域密着型サービスの事業所しか利用できないことから、サービス事業所が少数である場合として正当な理由とみなして差し支えない。</p>	<p>H27. 4. 30 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 2) (平成27年4月30日)」の送付について</p>
8	<p>留意事項通知の第三の10の(4)の①の「通常の事業の実施地域」について、例えば、町内の一部(市町村合併前の旧町)などのエリアに変更することは可能か?</p>	<p>指定居宅介護支援事業者は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第38号)第18条において運営規程に通常の事業の実施地域について定めることになっており、これに基づき適切に対応いただきたい。</p>	<p>H27. 4. 30 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 2) (平成27年4月30日)」の送付について</p>
9	<p>訪問介護の特定事業所加算は、サービス提供の責任体制やヘルパーの活動環境・雇用環境の整備、介護福祉士の配置など質の高いサービス提供体制が整った事業所について評価を行うものであるから、特定事業所加算を算定している訪問介護事業所の場合については、特定事業所集中減算の正当な理由として考えてよいか。</p>	<p>特定事業所集中減算の正当な理由の範囲は留意事項通知に示しているところであり、正当な理由の範囲として例えば、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中している場合等が含まれている。具体的には、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合などが考えられる。</p>	<p>H27. 4. 30 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 2) (平成27年4月30日)」の送付について</p>
10	<p>1つのサービスにおいて正当な理由がなく80%を越えた場合は全利用者について半年間減算と考えてよいか。</p>	<p>ご指摘のケースについて、当該サービスについて正当な理由がなく80%を越えた場合は、従前のおり減算適用期間のすべての居宅介護支援費について減算の適用となる。</p>	<p>H27. 4. 30 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 2) (平成27年4月30日)」の送付について</p>
11	<p>平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いが可能か。</p>	<p>特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。</p>	<p>H28. 5. 30 事務連絡 「特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて」 H30. 3. 22 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (平成30年3月23日)」の送付について</p>